



令和8年3月発行

編集・発行
音更町農業委員会
0155-42-2111

農業者年金の受給に関する 説明会を開催

令和8年3月5日、音更町役場で音更町農業者年金協議会が主催する「令和7年度農業者年金の受給に関する説明会」が開催され、21人が参加しました。

説明会では、一般社団法人北海道農業会議から佐藤友里子氏が講師としてお招きし、農業者年金制度の概要や年金を受給する際の手続方法、注意点について詳しく説明をいただきました。

また、説明会の終了後、希望者を対象に個別相談会を開催し、農業委員会事務局と音更町農業協同組合の職員が「個別相談カルテ」を用いて年金受給に必要な手続について説明しました。

老齢年金とは異なり、特例付加年金を受給するには、農地の整理など、経営継承することが求められます。農地に住宅や施設がはみ出している場合は、測量及び分筆が必要となり、時間や費用がかかる場合があります。

今回、説明会に参加できなかった人で経営継承を考えている人は、早めに農業委員会にご

相談ください。

来年度も、年金受給に関する説明会を開催する予定です。令和9年2月1日時点で59歳から64歳までの人には文書でご案内しますので、ぜひご参加ください。



年金説明会の様子

音更町農業再生協議会（事務局 役場経済部農政課農政係）では、地域の担い手の育成・確保を図ることを目的とし、農業関係機関や地域の研修受入農家にご協力いただきながら、新たに農家を目指す人への支援を行っています。

毎年2組の研修生が木野地区の受入農家のもとで2年間の基礎研修を受けており、研修を通して栽培技術や機械操作等を学ぶことで、様々な技術を身に付け、経験を積み上げていき、木野地区での新規就農を目指しています。

研修生が新たに農業を始めるには、農作物の栽培技術に身に付けることのほか、地域の皆さんに農家として認められるとともに、農作物を栽培するための農地や農業設備等（ビニールハウス等）が必要不可欠です。

使わなくなる予定の農地や、ビニールハウスをお持ちの人は、音更町農業再生協議会事

研修生のための農地等を 探しています

音更町農業再生協議会（事務局）（電話0155-42-2111、内線712）へご連絡ください。

法人報告書の提出をお忘れなく！

農地所有適格法人は、年1回、事業状況を記した「農地所有適格法人報告書」の提出が法律により義務付けられています。

提出先 音更町農業委員会事務局

提出期限 毎事業年度の終了後3か月以内

※ 提出期限までに報告書が提出されない場合、農地の所有や貸借ができなくなる場合や30万円以下の過料に処される場合があります。

農業者年金の現況届は忘れずに提出しましょう



農業者年金を受給している人は、独立行政法人農業者年金基金から毎年5月下旬頃に緑色の封筒に入った「現況届」が送付されます。この現況届は、農業者年金を受給するすべての人が、6月末までに農業委員会に必ず提出しなければならぬ書類

「現況届」が入って送付される緑色の封筒

です。この現況届が提出されないと、提出されるまで年金が支給停止となりますので、必ず期限までに提出するようにしてください。令和7年度は、期限までの提出を確認できなかった人が数人おられました。年金を受給されているご家族の人がいらっしゃる場合には確認の声をかけをお願いします。また、転居した人や姓が変わった人は、JAの窓口で住所(氏名)変更届を提出してください。この手続きを忘れてしまうと、現況届のほか農業者年金基金からの大切なお知らせがお手元に届かないこともありますので、忘れずに手続きをするようにお願いします。なお、現況届を提出する前に死亡した人については、現況届の提出は不要です。その場合は、遺族がJAの窓口で

死亡関係届出書を提出してください。その他、現況届の記入方法がわからない、封筒がご自宅に届かない、現況届をなくしたなど、お困りのことがある場合には農業委員会事務局にお問い合わせください。

今年の現況届提出期限は

6月30日(火) までです

忘れずに期限内に提出しましょう

知って得する！農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！

農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です！

一定の要件を満たす方には、

月額最大**1万円**の**保険料補助**

保険料は**全額社会保険料控除の対象**

など、生涯を通じて大きな節税効果！

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。

- ・年間60日以上農業に従事している方で、
- ・国民年金第1号被保険者(60歳未満)又は、国民年金の任意加入者(60歳以上65歳未満)

※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！



終身年金で安心！

詳しくは... 農業者年金基金 検索 <https://www.nounen.go.jp>

年 別 農 地 移 動 状 況

		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年		
		件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	
3条許可	売買・贈与	24	18,200	26	25,965	23	24,780	25	30,358	18	28,193	
	賃貸借	26	15,684	31	20,930	34	33,568	51	33,786	39	31,413	
	使用貸借	3	7,101	8	27,693	5	7,707	6	18,215	12	23,988	
4条転用許可		3	61	3	128	3	22	1	10	3	16	
5条転用許可		6	1,098	7	246	5	119	5	252	2	16	
転用許可不要特例											1	14
あっせん	売 買	47	20,387	44	20,789	77	26,585	56	22,394	53	19,763	
	賃 貸 借	58	22,002	95	41,160	135	67,431	123	51,861	94	41,800	
合 計		167	84,533	214	136,911	282	160,212	267	156,876	222	145,203	

令和7年中の農地移動状況と今後の展望について
 農地調整部長 白川 勝

令和7年の農地の移動状況は上表のとおりです。全体の移動件数及び面積は前年と比較して減少しました。その中で、「3条許可」のうち、「使用貸借」が増加しています。これは、農業者年金の特例付加年金を受給するために経営継承する人が多かったことが主な要因です。

法律の改正により、認定農業者が地域計画にある農業用施設を設置するために農地転用をする場合、農地法第4条・第5条許可が不要となる特例が開始され、1件の申出がありました。

また、令和7年4月からあっせんは農地バンク（北海道農業公社）を経由した契約に一本化されました。表中のあっせんは、3月までの旧制度と4月以降の新制度を合計したものと なっています。

農業委員会では、農地所有者の意向に沿い、農地の適正な集積化を図るために引き続き尽力しますので、農地の貸借や売買を検討する際は、地域の農業委員にご相談ください。

農業委員の公募について

本町においては、現在の委員の任期が令和8年7月19日までとなっていますので、新しい委員の推薦の受付及び募集を行います。

《任期》
 令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

《業務内容》
 ○農地の権利移動や転用に関する調整・審議
 ○農地等の利用の最適化のための現地調査・パトロール
 ○農業者からの相談対応等
 ○農業者年金制度の普及促進活動

《委員報酬》
 月額4万2千円

《委員の資格》
 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことのできる人

《推薦・応募の手続き》
 推薦及び応募の様式は、役場経済部農政課農政係、又は木野支所窓口での入手、若しくは町ホームページからダウンロードすることができます。

《推薦・応募受付期間》
 令和8年3月19日(木)から4月17日(金)まで

詳細は、経済部農政課農政係（電話0155-421111、内線712）までお問い合わせください。

農地の賃借料情報の提供について
 (令和7年1月～12月締結分)

農業委員会では、農地の賃借取引の目安となるよう、地域の賃借料の情報を提供を行っています。
 令和7年1月から12月まで

締結された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	契約数
北東地区	10,400円	13,000円	7,700円	126件	21件
北西地区	9,100円	15,000円	5,000円	93件	22件
南東地区	10,400円	15,000円	5,000円	227件	41件
南西地区	11,100円	15,000円	6,800円	139件	34件
(参考) 音更全町	10,400円	15,000円	5,000円	585件	118件

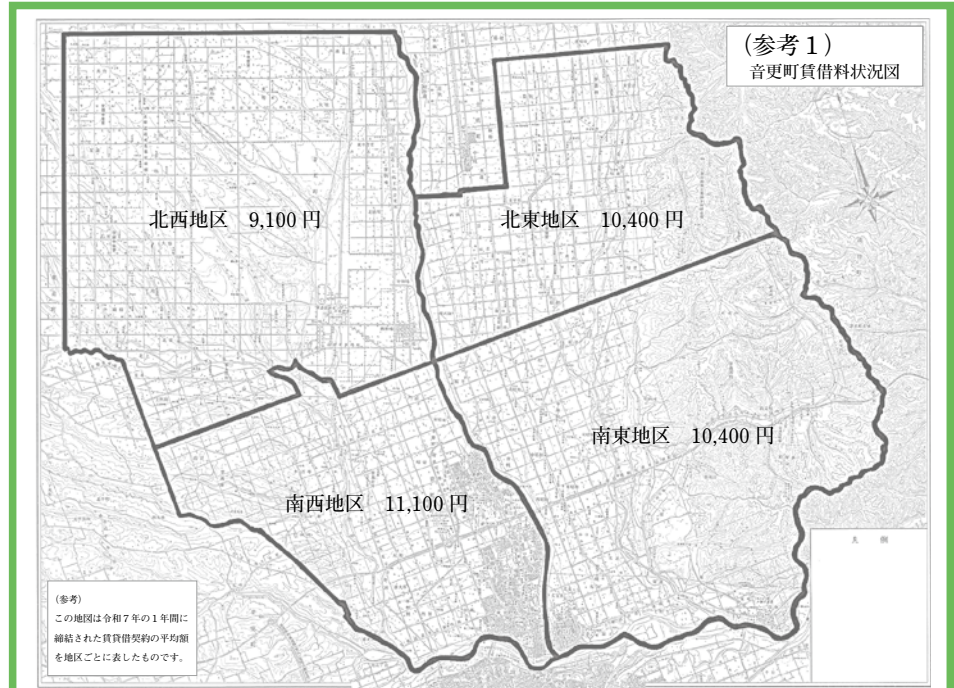
- *1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- *2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- *3 「(参考) 音更全町」の平均額は、全データ(10a当りの賃借料)の合計(四捨五入前)を件数により除したものです。

(参考) 各地区構成地名

- ・北東地区 (字豊田、字東音更)
 - ・北西地区 (字西中音更、字中音更、字南中音更、駒場、字上然別)
 - ・南東地区 (字東和、字下土幌、字長流枝、十勝川温泉、宝来)
 - ・南西地区 (字高倉、字万年、字然別、字音更、字東土狩、字下音更)
- (詳細については、音更町農業委員会事務局までお問い合わせください)

農地購入時の準備金活用のルールが変わります

制度の改正により、令和8年4月1日から、農地の購入時に農業経営基盤強化準備金を活用する場合、購入する人が「その農地を利用する人」と



(状況図) 令和7年の1年間に締結された賃借料契約の平均額を地区ごとに表したものです。

地域計画の目標地図で位置づけられている必要があります。今後、農地を購入するため準備金を活用することを考える場合は、事前に地域計画の確認を行うようお願いいたします。

地域計画の確認は、役場経済部農政課農政係へお問い合わせください。

農業委員会だより

令和8年3月発行

広報委員長 久保靖彦

広報担当(農政部会) 貞廣 渉

- 香川 雅彦
- 本田 英樹
- 林田 雅浩
- 田辺 剛
- 鈴木 和賢
- 辻和 義
- 江崎 泰嘉



週刊 月4回金曜日発行